

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	老人ホームの措置の解除		
根拠法令及び条項	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 12 条		
所 管 部 課 名	福祉部 高齢福祉課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市老人福祉法施行細則(昭和 59 年規則第 38 号)第 3 条	
	基 準	<p>老人福祉法第 12 条に定めるところによる。</p> <p>第 12 条 市町村長は、第 10 条の 4 又は前条第 1 項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			